

豊中市障害者施策推進連絡会議設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき本市が策定する豊中市障害者長期計画（以下「長期計画」という。）その他本市における障害者施策の総合的な推進（以下「障害者施策推進」という。）に必要な体制を整備するため、豊中市障害者施策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、全庁的な障害者施策推進に係る事務を所掌する。

（組織）

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長に福祉部長を、副委員長には委員長が指名した者を充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

（運営）

第4条 委員長は連絡会議を総理する。

- 2 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

（幹事会）

第5条 連絡会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、障害者施策推進に関する全庁的な課題の検討及び横断的な取り組みに係る事務を所掌する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長に福祉部長を、副幹事長には福祉部障害福祉課担当次長を、幹事は別表2に掲げる職にある者とする。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 6 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(専門部会)

第6条 専門的に研究調査等を円滑に行うために別表3に掲げる専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に福祉部長を、副部会長には福祉部障害福祉課担当次長を充てる。

3 専門部会は、部会長が招集し主宰する。

4 専門部会は、必要に応じて実務担当者会議を置くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議、幹事会、専門部会及び実務担当者会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成20年 8月 1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、平成24年 6月 12日から実施する。
附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から実施する。
附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から実施する。

別表 1

委員一覧

委員	危機管理監 総務部長 都市経営部長 都市活力部長 市民協働部長 健康医療部長 こども未来部長 都市計画推進部長 都市基盤部長 教育委員会事務局長 教育委員会事務局教育政策監
----	--

別表 2

幹事一覧

幹事	危機管理課	危機管理課長
	総務部	行政総務課長、人事課長
	都市経営部	広報戦略課長
	都市活力部	魅力文化創造課長、スポーツ振興課長
	市民協働部	人権政策課長、くらし支援課長
	福祉部	地域共生課長、障害福祉課長、 長寿安心課長
	健康医療部	保健安全課長、健康推進課長、 医療支援課長
	こども未来部	おやこ保健課長
	都市計画推進部	住宅課長
	都市基盤部	交通政策課長、基盤整備課長
	教育委員会事務局	社会教育課長、読書振興課長、 児童生徒課長

別表3

第 1 専 門 部 会 「啓発、社会参加」

啓 発	国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」の趣旨徹底と地域社会における市職員及び一般市民の障害者に対する正しい理解を得るための啓発等に関して検討を行う。
社 会 参 加	障害者の社会参加を積極的に推進するための環境整備や障害者のスポーツ、文化活動その他の表現活動に関して検討を行う。

第 2 専 門 部 会 「地域コミュニティ、防災」

地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ	障害者がいきいきと安心して地域で暮らせるよう、地域活動や 支え合いの輪への参加に関して検討を行う。
防 災	障害者が地域において安心して生活するための防災対策に関し て検討を行う。

第 3 専 門 部 会 「教育、発達支援」

教 育 発 達 支 援	障害者の年齢、能力、障害の種類や程度に応じ十分な教育を受けら れるようにするための教育の内容と方法に関して検討を行う。
----------------	--

第 4 専 門 部 会 「雇用、就労」

雇 用 ・ 就 業	障害者の能力等に応じた職業訓練、職業リハビリテーション、職業 紹介、就業支援の充実、企業に対する雇用促進の啓発等に関して検 討を行う。
-----------	---

第 5 専 門 部 会 「保健、医療」

保 健 医 療	障害の原因となる疾病の予防と早期発見、早期治療、リハビリテー ションに関して検討を行う。
---------	---

第 6 専 門 部 会 「生活支援、権利擁護」

生 活 支 援 権 利 擁 護	障害者の地域生活を支える相談支援・権利擁護体制の充実、在宅・ 施設サービスのあり方に関して検討を行う。
--------------------	--

第 7 専 門 部 会 「生活環境」

生 活 環 境	障害者等すべての人が安心して安全に生活し社会参加するための 自宅から交通機関、まちなかまで連続した生活環境のバリアフリー 化を基本とし、誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの理念に も配慮した生活環境の整備に関して検討を行う。
---------	---